

**埼玉県住所地外高齢者
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
定期予防接種相互乗り入れ事業**

Q & A

(令和7年度)

接種医、市町村職員用

埼玉県医師会・埼玉県

Q1：高齢者を対象としたインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種の対象年齢は何歳ですか？

- (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令で定める者
- なお、65歳の誕生日の前日から法定の接種の対象者となります。

<厚生労働省令で定めるもの>

心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度を有する者とする。

Q2：住民票登録地とは異なる場所に長期滞在している方が、現在の居住地で予防接種を受けることは可能ですか？

埼玉県内の住民であれば、住民票登録地とは異なる市町村に長期滞在している場合でも、県内の協力医療機関において予防接種を受けることが可能です。

この場合、市町村が発行する「依頼書」は不要ですが、住民票登録地の市町村が発行した予診票が必要となります。

対象者が予診票を持参していない場合には、住民票登録地である市町村に連絡し、予診票を取り寄せるようご案内ください。市町村によっては郵送対応をしている場合もあります。

Q3：予防接種法に基づく接種対象者には、接種を勧める必要がありますか？

いいえ。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種は、予防接種法に基づく対象者であっても、接種を受けるかどうかは本人の意思で判断されます。接種を強制することはできませんので、納得して同意が得られた場合に接種を行ってください。

Q4：高齢者のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種の実施期間は市町村によって違うのですか？

予防接種の実施期間は市町村で定めることとされており、市町村によって期間が違います。相互乗り入れ料金表及び埼玉県医師会HPで確認してください。住所地の接種実施期間が記載されています。これは、あくまでも住所地で受ける場合の定期予防接種実施期間となります。

住所地市町村の接種実施期間と相互乗り入れの期間は異なることもありますので、ご注意ください。

相互乗り入れの期間は10月1日から翌年1月31日までです。

Q5:委託料(接種料)はどのようになるのですか。

委託料（接種料）は、被接種者の住民票登録地である市町村が設定するワクチン代を含めた額となります。ワクチンは協力医療機関で用意したものを使用してください。

Q6:委託料(接種料)の請求方法はどのようになりますか？

協力医療機関は、埼玉県医師会が作成した「埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ料金表等一覧」の料金表及び埼玉県医師会HPを参照し、予防接種を実施した月ごとにとりまとめ、翌月の15日までに市町村ごとの委託料請求書を作成し、予診票を添えて被接種者の住民票登録地である市町村に提出します。

市町村は、契約書に定めた期日までに医療機関の口座に委託料を振り込みます。

Q7:予防接種済の証明はどのようにしたらよいですか？

予防接種済証（様式3）に必要事項をご記入のうえ、医療機関の長の印を押し、発行してください。埼玉県医師会HPからダウンロードが可能です。予防接種済証は予防接種を受けたことを証明するために必要ですので、必ず交付してください。

市町村によっては、予診票の後ろに予防接種済証の様式がついている場合があります。その場合は指定された様式に記入して被接種者にお渡し下さい。その際、捺印をお願いします。

Q8:副反応疑い報告書はどこに提出すればよいですか？

医療機関から（独）医薬品医療機器総合機構へ直接、FAX（0120-176-146）または、専用サイトにて報告書を提出して下さい。

URL : <https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

Q9:認知症の方にも予防接種を受けさせることはできますか。

対象者の意思確認が困難な場合は、家族または主治医、かかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることとし、接種希望であることが確認できた場合に接種を行うことができます。

対象者の意思確認が最終的にできない場合は、予防接種法に基づいたこの制度の接種を行うことはできません。

Q10:老人施設の入所者に対する接種について、どのように対応すればよいですか？

施設に入所しているかどうかにかかわらず、予防接種法に基づく定期接種の対象（高齢者等）に該当する方であれば、接種の対象となります。ただし、接種はあくまで本人の意思に基づいて行うものであり、施設長等が一律に接種を指示することはできません。

施設内で接種を行う場合、協力医療機関に所属する医師（嘱託医）が接種医であれば、相互乗り入れによる接種が可能です。この際は、入所者の主治医やかかりつけ医の診断書や意見を参考にしつつ、接種前には必ず自身で予診と診察を行ってください。また、入所者のプライバシーや健康状態（基礎疾患等）に十分配慮し、慎重に実施することが重要です。

Q11:埼玉県医師会に所属しない医療機関は、協力医療機関になれますか？

なれません。市町村それぞれと単独で契約を結ぶか依頼書による接種をお願いします。

Q12:接種医は手続きが必要ですか？

必要ありません。埼玉県医師会に所属する医療機関等の長が、埼玉県医師会に所定の委任状等を提出し、協力医療機関となり、協力医療機関に所属する医師が接種医となります。

Q13:接種医が住所地外の市町村において集団接種はできますか？

できません。協力医療機関において、個別接種により行ってください。

Q14:他都道府県の方は住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種を利用できますか？

本制度は、埼玉県民を対象としているので、他都道府県の方は、従来どおり、依頼書により行います。

Q15:県内の住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種が受けられる医療機関は教えていただけるのですか？

埼玉県医師会ホームページ上に掲載します。

市町村及び協力医療機関、住民も閲覧できます。

市町村及び協力医療機関の閲覧用パスワードは、相互乗り入れ料金表等一覧の表紙に記載されています。

►その他新型コロナウイルス感染症予防接種に関する Q & A について(厚労省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html